

長野市交通・災害遺児等福祉年金の見直しについて

児童福祉課

1 見直しの経緯

本市では、父又は母が交通事故若しくは災害事故により死亡し、又は障害者となった児童の福祉の増進を図るため、昭和 50 年に長野市交通・災害遺児等福祉年金条例を制定し、当該児童の保護者に交通・災害遺児等福祉年金を支給してきました。

この「福祉年金」は、昭和 40 年代、車社会の進展が我が国の高度経済成長を支える一方で、交通事故による死亡者の増加が著しく、「交通戦争」とたとえられる中、こうした被害者を救済する目的から創設されたものです。

制度創設から 30 年以上が経過する中で、当初 200 人を超えていた支給対象者は、その後の交通事故の減少に伴い徐々に減少し、最近では 30 人程度となっています。

また、この間、遺族年金や保険制度、さらには母子家庭等に対する各種福祉施策など交通遺児に対する支援策が整備されてきていますが、一方では交通事故・災害以外の遺児については、「福祉年金」の支給対象となっていないなどの不均衡も指摘されています。

以上のような状況を踏まえ、「福祉年金」の在り方についての検討を行い、見直しをするもの

2 交通・災害遺児等の現況

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 交通・災害遺児等福祉年金の概要 | 別紙 1 のとおり |
| (2) 交通遺児等に対する支援制度 | 別紙 2 のとおり |
| (3) 中核市等の状況 | 別紙 3 のとおり |

3 今後の検討スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| ・ 6 月 2 日 | 社会福祉審議会への諮問
第 1 回専門分科会 経緯及び現況説明等 |
| ・ 7 月末 | 第 2 回専門分科会 見直し案の審議 |
| ・ 9 月～11 月 | 第 3 回専門分科会 見直し案の審議 |
| ・ 平成 21 年 1 月～2 月 | 第 4 回専門分科会 見直し案の審議 |
| ・ 2 月～3 月 | 見直し案の答申、条例改正 |